

令和2年3月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和2年3月26日 木曜日 9時00分開会
2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室
3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	職務代理者	8番	日笠山 隆
委員	1番	上妻 力	委員	2番	中村 正幸
〃	3番	深田 広文	〃	5番	羽生 友保
〃	6番	杉 為昭	〃	7番	鮫島 繁樹
〃	9番	牛越 紀幸	〃	10番	坂本 江里子
〃	11番	岩本 延男	〃	12番	河本 アツミ
〃	13番	石寺 政和	〃	14番	日高 仙三

4. 欠席委員 0名

5. 日程表

(1)開 会

(2)開会挨拶

(3)議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第2号 合意解約等について

日程第3 議案第9号 農地法第3条の規定による許可について

日程第4 議案第10号 農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見
について

日程第5 議案第11号 農業振興地域整備計画変更(用途変更)に係る

意見について

日程第6 議案第12号 農地法第5条の規定による許可について

日程第7 議案第13号 非農地証明について

日程第8 議案第14号 あっせんについて

日程第9 議案第15号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

日程第10 議案第16号 令和2年度標準農作業料金表（案）の承認に

ついて

(4)その他

(5)閉会

(6)会議の概要

9時00分開会

次 第	発 言 者	内 容
1. 開 会	事務局長	<p>それでは、定刻、定足数に達しましたので、これより令和2年3月、西之表市農業委員会定例総会を開催いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長より御あいさつをいただき、その後、議事進行をお願いいたします。</p>
2. 開会挨拶	会長	(会長挨拶)
3. 議 事	議長	<p>ただいまから、本日の会議を開催いたします。本日の日程は、配付しております議事日程のとおりでございます。</p>
日程第1 議事録署名委員の指名	議長	<p>まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>2番委員中村さん、3番深田さんを指名いたします。</p>
日程第2 報告第2号	議長	<p>それではただいまより、報告に入ります。</p> <p>日程第2報告第2号「合意解約等について」事務局説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>日程第2、報告第2号「合意解約等について」を説明いたします。</p> <p>資料は、1ページから3ページです。</p> <p>今月の合意解約は、1番から9番の9件で、台帳現況地目畑、12筆、21,175平米の合意解約がありました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
日程第3 議案第9号	議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまから議案審議に入ります。</p> <p>日程第3、議案第9号「農地法第3条に規定する許可について」を議題といたします。事務局、議案説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>日程第3、議案第9号「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。資料は4ページです。</p> <p>今月は賃借権設定2件、所有権移転2件、合計4件の申請がありました。</p> <p>1番です。上西花里崎地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積335平米を、売買により所有権移転するものです。</p> <p>2番です。上西大崎地区です。台帳現況地目畑の3筆で、合計面積3,828平米を、売買により所有権移転するものです。</p> <p>3番です。中割十六番地区です。台帳現況地目畑の3筆で、合計面積4,531平米を賃借により、3年間借り受けるものです。</p> <p>4番です。中割十六番地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積3,863平米を賃借により3年間借り受けるものです。</p> <p>本件、3番及び4番については、許可後の経営面積が8,394平米となり、下限面積の20アールを超えます。</p> <p>以上、1番から4番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。ただいま、事務局のほうから説明がありました。続きまして、担当委員のほうの報告をお願いします。</p>

	4 番委員	<p>4 番です。整理番号 1 番、これは先月でしたか先々月でしたか、譲受人のほうは、同じでございます。前のときに購入したところが道路になっていてわからなかったんですけども、そこが今この件に出てきている 335 平米ということで、ちょうど道路になっておまして、もともとは畑だった所で、その道が個人の畑ということで、これを購入しないと下の畑に耕作に行けないということで、今回の申請になったということです。</p> <p>畑は段差がありますけれども、荒れない程度の耕作はしております。その後は前回と一緒に、バナナを植えるということでした。</p> <p>条件とかは申請通り間違いありませんでした。以上です。</p>
	8 番委員	<p>8 番です。整理番号 2 について説明します。</p> <p>3 月 22 日に 8 時から平石推進委員と譲渡人、譲受人立ち会いのもと調査を行いました。</p> <p>譲渡人は土地持ち非農家で、譲受人は 1 番と同じバナナの植栽を主にしている農家です。</p> <p>登記簿上は 3 筆になっていますが、実際は 2 枚に造成されており、平らな畑になっています。今現在耕耘した後にちょっと草が出てきているかなという状況でした。</p> <p>現地にはバナナと、パパイアを植え付けする予定ということでした。</p> <p>御審議よろしく申し上げます。</p>
	4 番委員	<p>すいません。4 番です。その前の私の報告でちょっと漏れておりましたので、足しておきます。これが 3 月 21 日、11 時から譲受人、譲渡人、また推進委員の樗木さん立ち会いのもとで、現地を確認いたしました。</p> <p>すみません。漏れておりました。よろしく申し上げます。</p>
	11 番委員	<p>11 番です。整理番号 3 番と 4 番について説明します。</p> <p>23 日、現地調査をしました。借り人は同一人です。</p> <p>整理番号 3 番は、借り人、推進委員の 3 名で調査をし、貸し人とは、電話で連絡、確認をしました。</p> <p>申請農地は、3 筆になっておりますが、現況は 2 枚の畑になっております。</p> <p>3 年ほど、耕作しておらず、現状は、かやが生えている状態で、ここを再生して耕作したいということでした。</p> <p>再生するまでの手間も考慮して、2 年間は無償にするという申請の内容です。</p> <p>整理番号 4 番は、借り人、貸し人、推進委員の 4 名で調査しました。</p> <p>申請農地は、3 番と同じく、かやが生えており、再生までに手間がかかるということで、初年度無償にするという申請内容です。</p> <p>借り人は、独身で種子島に移住し、中割に居住する新規就農者で、現在、中種子町納官に安納イモを主とする農業生産法人に勤務しております。</p> <p>両申請農地には、安納イモを主として、バレイショも耕作したいとのことでした。</p> <p>勤務する生産法人会社所有の機械を借りるとのことです、問題はないと思います。</p> <p>将来は独立したいとの夢がありまして、有望な若手後継者の姿勢だと思いますので、許可相当と思います。審議をお願いします。</p>

	議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局、また、担当のほうから説明がありました。この案件に対して皆さんのほうから何か質疑がありましたら、挙手をお願いをいたします。</p>
	5番委員	<p>5番です。3、4の借り人は、種子島に移住してから何年ぐらいか？それから種子島に縁のある人かどうか調べておいたら、教えてください。</p>
	11番委員	<p>11番です。種子島に来まして、半年ぐらいということでした。</p> <p>中種子町にあります生産法人の方と一緒に、共同で安納イモを耕作していきたいというふうなことを聞いております。</p> <p>多分、縁の人は、いないとは思いますが、中割の方には4年ぐらいほど前から移住しまして、安納イモを耕作している同じ年代の方もおりまして、その中で4人ぐらい同級生がいるということで、何かあの、かなり盛り上がっているような話を聞きました。</p>
	議長	<p>よろしいですか。ほかに。</p>
	担当推進委員	<p>私のほうからよろしいですか。意欲を持って新規就農したいということでございます。</p> <p>今、説明のとおり、関連の業者のところに、毎日、安納イモ関係の作業に出かけて行って、将来は自分で頑張りたいという意欲がございます。よろしくお願いします。</p>
	議長	<p>はい、ありがとうございました。ほかに何か。</p>
		<p>(挙手なし)</p>
	議長	<p>無いようですので、議案第9号「農地法第3条の規定による許可について」を採決いたします。</p> <p>許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
		<p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全会一致ですので、本案は許可することに決定いたしました。</p>
日程第4 議案第10	議長	<p>続きまして日程第4、議案第10号「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>日程第4、議案第10号「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見について」を説明いたします。資料は6ページです。</p> <p>申請地は、上西大崎地区の土地一筆で、台帳現況地目原野、面積3,370平米であります。</p> <p>申請理由としましては、申請地を取得し、50キロワット未満の太陽光発電施設の設置を行いたいとのことです。</p> <p>農地の区分は、農業振興地域整備計画に指定されている農振農用地区域内であります。今回、区域除外を行おうとするものです。</p> <p>なお、利用目的が田となっておりますが、当該農地は、平成27年7月15日に、農業委員会の定例総会にて、非農地判断を行っている農地となります。</p> <p>以上で説明を終わります。委員の皆様御審議よろしく願いいたします。</p>

議長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。また本案につきましては、昨日、調査委員によって現地調査が行われております。</p> <p>調査委員長、担当委員から報告を求めたいと思います。まず調査委員長の報告をよろしくお願ひします。</p>
13番委員	<p>13番です。昨日、合同現地調査を実施いたしました。</p> <p>事務局より2名、14番委員、担当委員で行いました。農振地域ということで、農林水産課からも参加をいただいております。</p> <p>ただいま事務局より詳しく説明がありました。私の説明とダブる訳ですけど、除外申請の目的は、太陽光発電施設の設置です。申請地は、上西大崎でございます。</p> <p>申請人は東京に本社を置く株式会社〇〇〇という会社でございます。</p> <p>現況地目は原野となっております。周辺は昔、田んぼだったところで、現在は全体が遊休農地状態でございます。</p> <p>太陽光発電の設置の国の許可も出ているとのことでございます。</p> <p>除外申請の許可が下り次第、着工したいとのことです。パネル360枚を予定しているとのことです。以上です。</p>
8番委員	<p>8番、担当委員からですが、今、調査委員長より詳しく説明がありました。そのとおりです。間違いありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま調査委員長また担当委員から説明がありました。この報告に対しまして皆様から何か質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。</p>
推進委員	<p>建てる会社は何をやっている会社なのか教えてください。</p>
13番委員	<p>13番です。太陽光発電と風力発電も一緒にしている会社です。</p> <p>この会社はまた別の国上のほうにも申請をしているんですけど、除外申請とかそういうのもありますので、農林水産課の管轄になっています。</p>
14番委員	<p>14番です。私も昨日調査委員で行ったんですけど、我々農業委員会としては、ここを区域内から除外するための意見を聞きたいということです。我々としては、周りの地域にも影響はないだろうということで、ここを認めたわけです。</p> <p>その会社の内容とかに関しては、農林水産課の方に申請書が来てますんで、そこで確認してもらったほうがいいんじゃないかなと思うところです。</p>
議長	<p>よろしいですか。ほかに。</p>
	<p>(挙手なし)</p>
議長	<p>無いようですので、議案第10号の採決をいたします。</p> <p>「農業振興地域整備計画変更(除外)について」承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全会一致ですので、本案は承認することに決定いたしました。</p>

	議長	<p>続きます。日程第5、議案第11号、審議の前にお諮りをいたします。</p> <p>議案第11号「農業振興地域整備計画変更(用途変更)に係る意見について」と、議案第12号「農地法第5条の規定による許可について」は関連がありますので、一括して審議をしたいと思いますけれども、御異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>日程第5 議案第11号 日程第6 議案第12号</p>	議長	<p>はい。それでは、日程第5、議案第11号「農業振興地域整備計画変更(用途変更)に係る意見について」と、日程第6、議案第12号「農地法第5条の規定による許可について」を一括審議いたします。事務局、議案説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>日程第5、議案第11号「農業振興地域整備計画変更(用途変更)に係る意見について」及び日程第6、議案第12号「農地法第5条の規定による許可について」の整理番号1は関連がありますので一括して説明いたします。資料は7ページから8ページです。</p> <p>1番です。申請地は、榕城上之原町地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、合計面積2,694平米であります。</p> <p>申請理由といたしましては、譲受人は現在仮牛舎で牛を使用しており、畜産経営の拡大のため、申請地に牛舎、放牧場等を整備したいとのことです。</p> <p>農地区分は、農業振興地域整備計画に指定されている農振農用地域域内にあります。現在、農林水産課において、利用目的を畑から農業用施設への用途変更手続中であり、用途変更完了後に、農用地利用計画指定用途として農地転用を行うとします。</p> <p>周辺は、山林や畑がありますが、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われまます。</p> <p>また、融資予定証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われまます。</p> <p>農業委員会での意見聴取後に、市や農業会議の審査が行われ、審査後に許可指令書の交付となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。ただいま、事務局のほうから説明がありました。</p> <p>また、本案につきましても、昨日、現地調査を行っておりますので、調査委員長長の報告また担当委員の報告をお願いいたします。</p>
	13番委員	<p>13番です。</p> <p>こちらも農振地域ですので、農林水産課の参加をいただいております。</p> <p>ただいま事務局より詳しく説明がありました。</p> <p>変更目的、転用目的が一緒ですので、8ページの番号1番と一緒に説明いたします。</p> <p>申請人は現在、城地域において、畜産経営を行っていますが、経営拡大のため、申請地に牛舎、放牧場ほか施設を整備したいとのこととございます。</p> <p>申請地は、圃場整備地域内にあります。既に測量も終わり、設計図もできております。</p> <p>いろいろ批判がある地域でございますが、周りに民家もなく、悪臭などの被害もないことから、調査員一同、許可相当で一致いたしました。以上です。</p>

5番委員	5番です。今、調査委員長から報告のあったとおりであります。以上です。
事務局	引き続きまして1番の審議が終わったところですが、農地法第5条の2番について説明いたします。 申請地は、榕城洲之崎地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、合計面積332平米であります。 申請理由としましては、譲受人は現在、借家に住んでおり、年齢も若いことから、申請地を購入し、住宅を建築したいとのことです。 土地の条件は、農振農用地区域外であり、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると判断されます。 周辺は宅地や道路がありますが、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周辺の被害はないと思われまます。 また、融資予定証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に進むものと思われまます。 以上で説明を終わります。
13番委員	13番です。番号2番について、報告いたします。 転用による所有権移転でございます。転用目的は、一般住宅建設でございます。 その場所は、洲之崎の高台にあり海が一望できるところでございます。すばらしい環境でございます。 現況地目は畑で、現在、ケダノキ（ハマヒサカキ）とかほかの木を植え付けておりまして、鑑賞用に植えているとのことでございました。 この地域は、事務局からも説明があったとおり、都市計画内用途農地となっております。 また、建坪面積は30坪ほどだということでございます。 現在譲渡人が入院中のため、許可が下り次第、すぐに名義変更したいとのことでございました。 また、側溝なども、整備されており、周りに迷惑もかからないことから、調査委員一同、許可相当といたしたところでございます。以上です。
5番委員	5番です。ただいま委員長の報告のあったとおりです。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。 ただいま事務局、また担当のほうから、調査委員長、報告ありました。この案件に対しまして皆さんのほうから何か質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。
8番委員	すみません、8番ですけど、手前に擁壁らしいのが映っているんですが、既に着工が始まっているというわけではないのですか。
13番委員	13番です。これは洲之崎の高台から北に避難道路があるわけです。それを市のほうできれいに整備して、全部下からもう上まで生コンを打っています。だから家を建てる所は擁壁をしなくていいように市できれいにした、そういうことでございます。
議長	ほかに。

	推進委員	この方は、一人者でしょうか、家族で子供がいるのか教えてください。
	13番委員	13番です。子供は、幼稚園に行っているそうです。本人は会社勤めで、まだ30歳前後の若者でございます。
	推進委員	ありがとうございます。
	議長	ほかに。
		(挙手なし)
	議長	無いようでしたら、議案第11号の採決をいたします。 「農業振興地域整備計画の変更(用途変更)について」を承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
		(全員挙手)
	議長	ありがとうございました。 全会一致ですので、本案は承認することに決定いたしました。 続いて議案第12号を採決いたします。 「農地法第5条に規定する許可について」原案どおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
		(全員挙手)
	議長	ありがとうございました。 全会一致ですので、本案は承認することに決定いたしました。
日程第7 議案第13号	議長	続きまして日程第7、議案第13号「非農地証明について」を審議いたします。事務局、議案説明をお願いします。
	事務局	日程第7、議案第13号「非農地証明について」を説明いたします。 資料は9ページです。 1番です。住吉、深川地区です。台帳地目は畑ですが、平成27年頃から耕作せず、現在山林となっております。交付基準1-(イ)に基づいた申請です。 2番です。下西、壺泊地区です。台帳地目は畑ですが、昭和50年頃から耕作せず、現在原野となっております。交付基準1-(イ)に基づいた申請です。以上で説明を終わります。
	議長	ありがとうございました。この件につきましても、現地調査が行われております、調査委員長、また担当委員の報告をお願いします。調査委員長からよろしくをお願いします。
	13番委員	13番です。番号1番について、説明いたします。場所は深川地域でございます。 スライドを見ても分かるとおおり、竹が生い茂っており面積の半分以上がもう、竹林となっております。道路も竹で通れない状況でございます。そういうことで、農業用機械では、農地への復元が不可能であるということで、調査員一同、許可相当であると一致したところでございます。 番号2番について、説明いたします。 場所は壺泊地域で、私の担当地域でございます。 35年ほど耕作されておりません。場所的には、道路沿いでいいところですけど、一番の原因は、石が多いことです。 道路の周辺の中にも、石が転がっておりまして、細かい石が出て、大きい石もたくさんありまして、耕作するには難しいところじゃないかと思っております。現況は原野となっております。復元不可能な農地であるということで、調査委員一同、許可相当であろうと一致したところでございます。以上で終わります。
	1番委員	1番です。番号1について、調査委員長の報告のとおりでございます。以上です。
	議長	ありがとうございました。ただいま調査委員長、また担当委

		員のほうから報告がありましたけれども、これに対して皆さんのほうから何か質疑がありましたら、挙手でお願いいたします。 (質疑無し)
	議長	無いようですので、議案第13号を採決いたします。 「非農地証明について」原案どおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
		(全員挙手)
	議長	ありがとうございました。 全会一致ですので、本案は承認することに決定いたしました。
日程第8 議案第14号	議長	続きまして日程第8、議案第14号「あっせんについて」を議題といたします。事務局説明をお願いします。
	事務局	日程第8、議案第14号「あっせんについて」です。資料は、10ページから13ページになります。 1番「貸したい」の申し出です。場所は、上西花里崎地区です。賃借料については、標準額でお願いしたいとのことです。 また、1段目及び2段目と4段目及び5段目はそれぞれ2筆で1枚となっております。あっせん委員につきましては、4番脇田委員と8番日笠山委員にお願いいたします。 2番「貸したい」の申し出です。場所は、榕城岳之田地区です。賃借料については、標準額でお願いしたいとのことです。あっせん委員につきましては、5番羽生委員と13番石寺委員にお願いいたします。 3番「貸したい」の申し出です。場所は、榕城岳之田地区です。賃借料については、標準額でお願いしたいとのことです。あっせん委員につきましては、5番羽生委員と13番石寺委員にお願いいたします。 4番「貸したい」の申し出です。場所は、榕城岳之田地区です。賃借料については、標準額でお願いしたいとのことです。あっせん委員につきましては、5番羽生委員と13番石寺委員にお願いいたします。 5番「売りたい」の申し出です。場所は、現和庄司浦区です。まとめて売却したいとのことです。あっせん委員につきましては、2番中村委員と7番鮫島委員にお願いいたします。 6番「貸したい」の申し出です。場所は、下西下石寺地区です。賃借料について、ついでには、1反当たり1万円をお願いしたいとのことです。現在サトウキビを作付け中のため、収穫後の引き渡しとなります。あっせん委員につきましては、3番深田委員と13番石寺委員にお願いいたします。以上です。
	議長	ありがとうございました。ただいま説明がありました。皆さんほうから何か聞いておきたいこととありましたら挙手でお願いいたします。
	3番委員	借り手がなかなか見つからないのですが。
	議長	なかなか借り手が見つからないのが実情です。でも、借り手が見つかって、ちゃんと耕作をしているところもあります。 ただ、あっせんに出てきてないというのがありますけれども、まれに大きい面積を探している人もいます。
	事務局	あっせんで上がってきた分については、本来売り買いとか、貸し借りが成立した場合は、定例総会に上がってくるのが基本ですので、上がってきてないということは、それ以降、進展がないということになります。
	議長	ただ、それがあっせんで上がってきた分かわからないところがありますが、あっせんに上がってきた分もあります。 よろしいですか。

	議長	ほかに。 (挙手なし)
	議長	無いようでしたら、あっせん委員になられた方は、できるだけ借り手を探していただきたいと思います。よろしくお願ひします。
日程第9 議案第15号	議長	続きまして、日程第9、議案第15号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。
	事務局	<p>日程第9、議案第15号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明いたします。</p> <p>まず初めに、利用権の設定を説明いたします。14ページをお開きください。</p> <p>1段目です。期間が令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間、地目畑、面積5,705平米、利用権の設定をする者3人、受ける者2人です。</p> <p>2段目です。期間が令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間、地目畑、面積551平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。合計面積は、6,256平米です。</p> <p>内訳については15ページを、詳細については16ページから21ページをご覧ください。</p> <p>続きまして、所有権移転を説明いたします。22ページをお開きください。</p> <p>令和2年4月1日に所有権を移転するものです。</p> <p>地目、畑及びその他で面積は、それぞれ8,301平米及び、18,349.53平米、合計面積26,650.53平米、所有権を移転する者2人、受ける者2人です。</p> <p>内訳については、23ページを、詳細については、24ページから28ページをご覧ください。</p> <p>続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。29ページをご覧ください。</p> <p>1段目です。期間が令和2年3月31日から令和7年3月30日までの5年間、地目田及び畑、面積がそれぞれ10,050平米及び18,538平米、合計面積28,588平米で、利用権の設定をする者7人、受ける者5人です。</p> <p>2段目です。期間が令和2年3月31日から令和8年11月29日までの6年8ヶ月間、地目畑、面積4,354平米、合計面積4,354平米、利用権の設定をする者2人、受ける者2人です。</p> <p>3番目です。期間が令和2年3月31日から令和12年3月30日までの10年間、地目田及び畑、面積がそれぞれ10,184平米及び37,768平米、合計面積47,952平米、利用権の設定をする者6人、受ける者7人です。</p> <p>内訳については、30ページを、詳細については、31ページから53ページをご覧ください。</p> <p>以上すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様御審議をよろしくお願ひいたします。</p>

議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>すみません。23ページをお開きいただきたいと思います。所有権移転の整理番号2番ですけれども、これが議事参与の制限に該当しますので、2分割をして行いたいと思います。</p> <p>まず、整理番号2番、これを先に審議をいたしたいと思います。</p> <p>審議の終了するまで9番委員の退室をお願いします。</p> <p>(9番委員退室)</p>
議長	<p>それでは、担当委員のほうの説明事務局の説明が終わりましたので、担当委員のほうの説明をお願いします。</p>
7番委員	<p>7番です。整理番号2について報告をいたします。</p> <p>3月24日午後2時より、譲受人立ち会いのもと、古田推進委員とともに、現地確認調査を行いました。</p> <p>譲渡人は榕城校区在住の土地持ち非農家でございます。</p> <p>譲受人は、養鶏を営む専業農家でございます。現在、農業委員もやっております。</p> <p>この土地は昨年8月に譲渡人から借り受けをしていて、先月、合意解約をして、このたび売買の話がうまくまとまったようでございます。</p> <p>譲受人の自宅からも近く、鶏の牧草を植えつける予定だそうです。</p> <p>譲渡人とは電話で確認をとっております。</p> <p>双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいま、事務局並びに担当委員のほうから説明がありました。この件につきまして皆さんのほうから何か質疑がありましたら、挙手をお願いいたします。</p>
推進委員	<p>鶏の経営を行っているということですが、この牧草っていう目的は、どういう使い方になるのでしょうか。</p>
7番委員	<p>7番です。そこに何を植えるか聞いたんですけど、えん麦を植えるそうです。鶏がえん麦を食べるということで牧草という形になっています。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。ほかに。</p> <p>(挙手なし)</p>
議長	<p>無いようでしたら審議に入りたいと思います。</p> <p>ただいまの説明報告に対して皆さんのほうから、意見がありましたけれども、ほかに意見が無いようですので、原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。全会一致で本案は、承認することに決定いたしました。9番委員の入室をお願いします。</p> <p>(9番委員入室)</p>
議長	<p>それでは、整理番号1番から、順次、担当委員の報告をお願いいたします。</p>
6番委員	<p>6番です。24ページ25ページを参照しながら御説明をいたします。</p> <p>所有権を移転する者と受ける者の代表者は親子関係でございます。移転を受ける者は皆様御存じのとおり法人格を持つ大規模畜産農家でございます。</p> <p>生産母牛を約180頭飼育し、家族内だけではなく、従業員も雇用し、経営維持、かつ、規模拡大ということを目指して頑張っている若者でございます。</p> <p>今回、父名義の土地を子が代表者である法人に名義を移すと</p>

	<p>いう申請でございます。</p> <p>推進委員とともに、両者話を伺いまして、本申請について問題ないと考えられるものでございます。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。</p>
8番委員	<p>8番です。15ページの整理番号1、2は、借り人の方が、同じですので、一括して説明したいと思います。</p> <p>まず整理番号1ですが、3月22日に9時から平石推進委員とともに、貸し人、借り人立ち会いのもと、現地で調査を行いました。</p> <p>貸し人は土地持ち非農家で、現在ちょっと病気がちな方です。借り人は安納イモを主に作付けしている担い手の農家さんです。</p> <p>現地はススキ等で覆われておりましたが、再生事業を活用することでプラウによって反転耕をしておりました。</p> <p>次に整理番号2ですが、3月22日8時半ごろから平石推進委員と調査を行いました。</p> <p>貸し人は、花里崎地域に住み高齢ながら農業を頑張っておられる方です。</p> <p>申請地は、同じ借り人が先月申請した農地の奥に隣接する農地で、先月申請した農地を通っていかないと行けない畑になっております。</p> <p>先月見たときも、セイタカアワダチソウとかが茂っておりましたが、今回再生事業を利用して、プラウ耕、あと石灰を撒いて、ロータリー耕もなされておりました。畝立てするばかりになっておりました。</p> <p>許可相当と考えます。御審議をよろしく申し上げます。</p>
5番委員	<p>5番です。整理番号3について説明をいたします。</p> <p>22日朝ですが、担当推進委員宅に集合し、この申請農地については、日頃から現地を私と担当推進委員が知っているということで、対象者集合の確認作業は行わないことを打ち合わせて、そのあと自分が現地確認等をすべていたしました。</p> <p>貸し人宅にも行きまして、農地、期間、料金等確認しました。</p> <p>借り人については、事務所と工場を訪問しましたが、不在で代表社員の大河氏と電話にて確認をいたしました。</p> <p>再度、担当推進委員宅に集合して、それぞれ確認したところであります。</p> <p>借りた農地につきましては、サトウキビを春植えするという話でありました。</p> <p>内容については、申請書のとおりでありました。以上、報告終わります。</p>
議長	<p>それでは、この件について皆さんのほうから質疑がありましたら挙手でお願いいたします。</p>
14番委員	<p>14番です。一つだけ教えてください。所有権移転の整理番号1番で、登記の地目が「牧場」となっていますが、そういう地目が実際あるのですか。</p>
事務局	<p>牧場という地目は実際ありまして、市の管理センターが採草をしているところとか市内にも何カ所か牧場という地目があります。基本的には採草放牧地、牛を放して採草と放牧を行う場所ということで、法務局が認めた地目になります。牧場という地目は存在します。</p>
議長	<p>ほかに。</p>
	<p>(挙手なし)</p>

	議長	<p>それでは、質問が無いようですので、「農地利用集積計画策定に係る意見について」の整理番号2番以外のことについて採決をいたします。</p> <p>原案どおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>ありがとうございました。全会一致ですので、本案は承認することに決定いたしました。</p>
日程第10 議案第16号	議長	<p>続きまして、日程第10、議案第16号「令和2年度標準農作業料金表(案)の承認について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>議案第16号「令和2年度標準農作業料金表(案)の承認について」を説明いたします。</p> <p>これにつきましては、先月の定例総会時に案ということでお示しをした後、同日の11時から関係者に集まってお示しをしまして、協議を行った結果を載せてあります。</p> <p>先月を配りしたところから変わったところについてだけ説明したいと思います。54ページをご覧ください。</p> <p>一般農作業の労賃ですが、備考欄に「790円×8時間を基準とする。」という文をつけ加えております。</p> <p>サトウキビの収穫のトップ込み全面作業の金額が1トン当たり6,820円から6,930円に変わっております。</p> <p>あと、さつまいも・バレイショのつる払いのつる払いの備考欄に「生分解性マルチを含む」をつけ加えております。</p> <p>最後に一番下の「農地標準賃借料」というところの右のほうに、「畑かん完了畑」の後に、もともと「水代については」と記載されていましたが、「維持管理費については」に変更しております。以上です。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局のほうから説明がありました。ちょっと字が小さくて見にくいと思いますけれども、これについて皆さんのほうから何か質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。</p> <p>(質疑無し)</p>
	議長	<p>無いようですので、議案第16号「令和2年度標準農作業料金(案)の承認について」採決をいたします。</p> <p>原案どおり承認することについて賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
		<p>ありがとうございました。全会一致ですので、本案は決定をいたしました。</p> <p>以上をもちまして本日の議事は終了いたします。</p>
4. その他	会長 事務局	<p>次は、その他であります。事務局のほうから何か。</p> <p>(4月のスケジュールについて、資料により説明)</p> <p>(西之表市遊休農地解消対策事業助成金交付要綱の一部改正について、説明)</p>
	会長	<p>事務局から以上でございます。皆様から何かございますか。</p>
5. 閉 会	事務局長	<p>ないようですので、3月の農業委員会定例総会を終了いたします。皆さんお疲れさまでした。</p>

10時23分閉会

西之表市農業委員会会議規程第 10 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

西之表市農業委員会 会 長 _____ ⑩

西之表市農業委員会 2 番委員 _____ ⑩

西之表市農業委員会 3 番委員 _____ ⑩